

国民年金の保険料と免除制度

国民年金の給付額

- 老齢年金給付 / 40年かけて65歳から支給された場合の年金額

79万2100円 (月額6万6000円)

- 障害年金 / 障害者になったときに支給される

1級障害 99万0100円 / 2級障害 79万2100円

障害になった日・前の1年間、保険料を払っているか、「免除」・「納付猶予」・「学生納付特例」となっていることが必要です。

国民年金の保険料

平成22年4月～ / 1ヵ月 14,660円

<保険料免除の所得基準>

世帯数	全額免除	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
1人	57万円	93万円	141万円	189万円
2人	92万円	142万円	195万円	247万円
4人	162万円	230万円	282万円	335万円

* 4分の3免除は、78万円+扶養親族等控除+社会保険料控除

* 2分の1免除は、118万円+扶養親族等控除+社会保険料控除

* 4分の1免除は、158万円+扶養親族等控除+社会保険料控除

失業の場合は特例減免の制度があります。

(・申請者本人の所得を除外して審査 ・通常の免除よりも給付時の額が多い)

- 国民年金の保険料未納期間があるために受給資格の期間を満たすことができない方は60歳から65歳に到達するまでの間、任意加入制度があります。

<若年者納付猶予>

30才未満で本人の所得が57万円以下の場合、申請すれば保険料納付が猶予されます。

(資格期間に算入。年金額には反映しない。障害年金は支給)

<学生納付特例>

親の所得に関係なく、学生本人の所得が118万円以下の場合、保険料納付が猶予されます。

(資格期間に算入。年金額には反映しない。障害年金は支給)

生活保護制度

生活保護は働いている、いないにかかわらず生活に困っている人ならだれでも申請し受ける権利があります。

下の表を参考にしてください。 表の額以内であれば受けられます。

		4人世帯	高齢者2人世帯	高齢者単身世帯
		35才(夫) 30才(妻) 9才(小3) 4才	71才(夫) 64才(妻)	75才
生活 扶 助	第1類	35才 40,270 30才 40,270 9才 34,070 4才 26,350 $140960 \times 0.95 = 133912$	32,340 (71才) 36,100 (64才)	32,340 (75才)
	第2類	55,160	48,070	43,430
小計		189,072	116,510	75,770
加算(児童)		10,000		
教育補助		2,770		
住宅扶助		54,000	54,000	42,000
勤労控除		30,380	17,290	17,290
経費		20,000		
合計		306,222	187,800	135,060

◆母子、重度障害者、妊産婦などには扶助加算がつく場合があります。

◆月々の保護費でまかなえない分には一時扶助があります。

◇病院に行く交通費 ◇入学準備金 ◇被服費

◇住宅維持費 ◇転宅費用 ◇家具什器費 などがあります。